

平成29年3月12日から
普通免許で乗ることができる自動車の範囲が**小さくなります**ので、
早めの免許取得をお勧めします。

平成29年3月11日まで

現行・免許区分					
総重	乗車定員		10人以下	29人以下	30人以上
	最積	区分	普通	中型	大型
11t以上	6.5t以上	大型	大型自動車		
11t未満	6.5t未満	中型	中型自動車		
8t未満	5t未満				
5t未満	3t未満	普通	普通自動車		

平成29年3月12日から

新・免許区分					
総重	乗車定員		10人以下	29人以下	30人以上
	最積	区分	普通	中型	大型
11t以上	6.5t以上	大型	大型自動車		
11t未満	6.5t未満	中型	中型自動車		
8t未満	5t未満				
7.5t未満	4.5t未満	準中	中型自動車		
5t未満	3t未満				
3.5t未満	2t未満	普通	普通自動車		

平成29年3月12日から道路交通法が一部改正・施行されます。平成29年3月11日までに普通免許を取得した場合は施行後、既得権益で自動的に準中型免許(5t限定)所持となり、これまでと同範囲での車両を運転することができます。しかし平成29年3月12日以降に普通免許を取得した場合は、改正後の普通免許となり、運転することができる車両の範囲が制限されます。そのため結果として、同じ『普通免許』であっても施行前と施行後では大きな違いが出るようになりますので、早期の普通免許取得をお勧めします。

施行前の免許取得とは、自動車教習所を卒業するだけでなく、運転免許センターでの本免学科試験・適性試験に合格し、普通免許証の交付を受けることが必要です。

※施行日の平成29年3月12日は日曜日のため、**平成29年3月10日(金)**が免許センターでの試験最終日となります。
 アヤハ自動車教習所では少なくとも**平成29年3月7日(火)**までに卒業検定を合格することが必要です。